

○推薦委員選挙における選挙公報の発行に関する細則

(目的)

第1条 役員選任規約第3条第6項により準用する総代選挙規約第4条第3項の規定に基づき、推薦委員選挙における選挙公報の発行について必要な事項はこの細則の定めるところによる。

(発行)

第2条 総代選挙管理委員会(以下、「委員会」という。)は、前条の選挙が行なわれるとときは、候補者の氏名、経歴等を掲載した選挙公報(様式第1号)を、選挙区ごとに1回発行しなければならない。

(掲載の申請)

第3条 候補者が選挙公報に自ら作成した原稿の掲載を受けようとするときは、選挙公報掲載申請書(様式第2号)に掲載原稿を記載して、期日までに委員会に提出しなければならない。

(発行手続)

第4条 委員会は、前条の申請があったときは、原則として掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。ただし、特定の個人・団体を誹謗中傷するような文言等不適切な表現が記載されている場合においては、必要に応じて委員会にて修正を命じることができるものとし、従わない場合には当該箇所を削除した上で掲載する。

2 選挙公報に掲載する順序は、候補者氏名の50音順とする。

(配布)

第5条 選挙公報は、各選挙区内の総代に対して、投票日の2週間前までに配布するものとする。

(発行の中止)

第6条 役員選任規約第3条3項の規定により、無投票当選となったとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行を中止する。

附 則

この細則は、平成29年2月7日から施行する。

選挙公報

都道府県	
事業所名	
ふりがな 候補者名	
共済契約有無	有・無
事業認定取得日	平成 年 月 日
全代共加入年月日	平成 年 月 日

以下は原則として候補者から提出された原稿をそのまま掲載しています。

選挙公報掲載申請書

平成 年 月 日

全国運転代行共済協同組合総代選挙管理委員会 御中

候補者氏名

印

推薦委員選挙における選挙公報の発行に関する細則第3条の規定により、選挙公報に下記の原稿の通り掲載を受けたいので申請します。

※下記のスペース内に公報に掲載したい内容を記載してください。
